

労働審判員連絡協議会 加入のご案内

皆様が、労働組合役員あるいは経営者や労務担当者として培ってこられた知識とご経験をもとに、迅速、適切かつ実効ある個別労働紛争の解決にご尽力いただいていることに対し、深く敬意を表します。

さて、「労働審判員連絡協議会」は、労働審判員が相互に交流し、研鑽を重ねることを目的に、労働審判制度発足10年目の2017年に設立した自主的組織です。

当協議会では、審判員同士の経験共有のため、機関誌の定期発行での様々な情報発信やシンポジウムなどを開催しています。審理の進め方や調停・労働審判など、相互経験交流で知見やノウハウを共有し、最新の労働法令や重要判例解説などで事件を見る視点を養うなどの研鑽を重ねる活動を行っています。

是非、協議会への加入をご検討いただきますようご案内申し上げます。

○ 会員になるには、年会費 (3,000円) を納入していただきます。

* 4月からの年会費は、前払い制。1月以降の加入で機関紙、HP閲覧が可能です。

○ 会員になると

① 労働審判員通信(年4回発行)が配信(配送)されます。

「労働審判員の眼」「弁護士から見た審判制度」「労働関係判例の動き」

「労働関係法令の改正」「労働審判の動向」等を連載。シンポジウム特集号も発行。(2023年総会・シンポ)

② 総会やシンポジウム、経験交流会、判例研究会などに参加できます。

総会では予・決算、事業計画等の審議に参画、シンポジウムでは、「情勢報告(最高裁)」「事例研究(弁護士)」「事例報告(審判員)」等を行います。総会会場参加の他、全国でオンライン上での参加が可能です。

③ 協議会ホームページの会員専用ページの閲覧や記事を投稿できます。

会員の事例報告、弁護士による重要判例解説、Q&Aではご質問に支援委員がお答えするコーナーも。



「労働審判員連絡協議会への加入のご案内」 名誉会長 菅野 和夫

労働審判制度創設に関与した者として大変嬉しいことは、創設過程で呈された懸念が杞憂に終わっていることです。当初、「利害が対立する労使の実務家は、審判員に要求される中立性を保てるのか」「法律を適用・解釈する力が十分でない者に制度の適正な運営は期待できるのか」と懸念されましたが、労働審判員の皆様の活躍によってこれらの懸念はすべて吹き飛ばされています。

労働審判制度は、司法制度改革のなかで創設された紛争解決制度の中では、大成功の制度と評価されていますが、その高評価に大きく寄与しているのが、労働審判員の活躍だと考えています。

そもそも、労働審判手続の中で個別労働紛争を解決するには、人事労務管理として「濫用に当たらないか」「相当性はあるか」「合理的か」などの価値判断が必要であり、その指針となるのは、職場における良識的な労務管理のあり方です。労働審判員の皆様は、その指針をこれまでのご経験の中で体得されている。それあるがゆえに、権利義務体系の専門家である裁判官に対して、労務管理や職場での利益調整や知識・相場観などから十分に貢献できるのです。そうした意味で、労使の実務家として、労働審判手続に自信をもって積極的に参画していただきたいと思います。

一方、毎年のように改正される法令に適切に対応するとともに、納得感が高い和解を円滑に成立させるためには不断のスキルアップが必要です。そのためには、関連知識を吸収し、経験を交流する機会が必須となります。労働審判員連絡協議会が開催するシンポジウムや労働審判員通信はそのような貴重な機会を提供しており、私自身にとっても大変有益なものとなっています。これから労働審判員になられる皆様には、この機会に是非、労働審判員連絡協議会へ加入していただきたくご案内申し上げます。



菅野和夫(すげの・かずお)

■ 東京大学名誉教授、日本学士院会員。労働政策審議会会長、中央労働委員会会長等を歴任。

■ 司法制度改革推進本部労働検討会の座長として、2006年4月の労働審判制度創設を主導。

■ 当協議会の発足に脚かけ3年間奔走。2017年4月の協議会発足時より名誉会長を務める。

※菅野名誉会長から動画メッセージを寄せていただきました。 下記のURLでメッセージの視聴が可能です。

<https://roudoushinpanin.org/entry-form/>

労働審判員連絡協議会の会員申し込み

右のいずれかの方法で加入をお申込みください。

■インターネットでのお申込みは、こちら

<https://www.zenkiren.com/shinpanin/kanyuu-form2.html>

※上下いずれの方法によっても、お預かりした個人情報、労働審判員連絡協議会の運営に必要な用務にのみ使用します。

■Faxでのお申込みは、こちら

※切り離すことなくそのまま送信してください。

FAX送信先：03-5283-1032

ふりがな		所属地裁・支部 () 地裁
お名前		
お住まい	〒 _____	
電話番号	固定電話：	
	携帯電話：	
メールアドレス※1	_____@_____	
労使の別※2		労側推薦・使側推薦
振込者名・団体名※3		

※1 添付ファイルとして送信される労働審判員通信（PDF）をお読みいただけるアドレスをご記入ください。

※2 「労側推薦」と「使側推薦」のいずれかを丸で囲んでください。

※3 所属団体が一括して振込むなど会員と会費振込者が異なる場合には振込者名や団体名をご記入ください。

【協議会への問い合わせや質問、ご意見】は、
こちらから



【会費のお振込みはこちら】

みずほ銀行 銀座中央支店
普通預金1411634
(口座名義)労働審判員連絡協議会

※振込手数料はご負担願います。
※会員以外の名義でのお振込みの場合には、
会員名をお知らせください。

【全基連とは】

■都道府県労働基準協会(連合会)等を正会員とする全国団体。労働審判員連絡協議会の会員管理や労働審判員通信の編集・発行事務等を受託。

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会
〒101-0047
東京都千代田区内神田1-12-2三秀舎ビル6階
☎03-5283-1030
ファックス03-5283-1032

【お問合せ・ご意見・ご要望・ご投稿】
shinpanin@zenkiren.com

【労働審判員連絡協議会とは】

■2017年4月22日に結成され、現・元労働審判員らを構成員とし、規約に基づき運営される任意団体です。

■シンポジウムの開催、労働審判員通信（機関紙）の発行、経験交流集会の開催による情報提供、協議会HPでの会員意見投稿や判例解説など会員の知見、経験交流を目的に活動しています。

■会員数は約600名弱。会員管理・労働審判員通信の発行業務等を全基連に委託しています。

【共同代表理事】

傳田雄二 元連合東京 赤木恭夫((株)アベックス

【理事】

鈴木宏(一財)関東電気保安協会、
新谷信幸(公財)連合総研、長島裕子 双日(株)

【監事】

岡本直美 (連合)

【名誉会長】

菅野和夫(東京大学名誉教授)

【同副会長】

山川隆一(明治大学教授)